様式第6号(第9条第2項関係)

誓 約 書

下記の事項を遵守していないことが判明した場合、又は、今後提出する報告等において、 事実と異なる記載が判明した場合には、登録が取り消されても不服を申し立てません。

また、登録の取消しに該当する場合又は該当するおそれがある場合には、譲渡が中止又は 停止されても不服は申し立てません。

年 月 日

さぬき動物愛護センター所長 殿

住 所 氏 名

(団体にあっては名称及び代表者の氏名、住所)

1 法令等の遵守

「動物の愛護及び管理に関する法律」等の動物の飼養に関する法令(犬を飼養管理する場合には「狂犬病予防法」を含む)及び譲渡事業に関連する要綱その他の規定等を遵守し、動物を利用した営利を目的とする行為その他不正な行為は行いません。

2 飼養管理

- (1) 動物の健康及び安全を保持し、逸走防止及び人への危害防止に努め、新たな飼い主に譲渡するまで、責任を持って飼養管理します。
- (2) 犬を飼養管理する場合には、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射を受けさせます。
- (3) 動物の疾病予防に努め、動物が疾病等にかかった場合には、適切な治療を受けさせます。
- (4) 要綱第4条第2項に規定する譲渡動物を譲り受けた場合は、家庭動物としての 適性を獲得し、その動物の飼養を希望する者に譲渡するまでの間、適正に飼養しま す。
- (5) 登録申請書に記載した飼養施設以外では動物を飼養しません。飼養施設等の能力を考慮した頭数を定め、これを超えないように管理し、また、多頭飼養等で苦情の原因となるような事態を生じさせません。
- (6) あらかじめ、譲り受けた動物の飼養が困難になった場合の対処方法について定めます。
- (7) 全ての飼養施設の飼養管理状況を把握しています。

3 譲渡ボランティアからの譲渡

- (1) 譲渡希望者の要件(別表1)1~8の全てに該当する者に、家庭動物としての適性があると判断した動物を譲渡します。
- (2) 動物を譲渡する前に、その動物の飼養を希望する者が、条例第 18 条に規定する 講習として、さぬき動物愛護センター所長が実施する講習を受講していることを 確認すること、又は、譲渡ボランティア自らが同等の講習を実施します。
- (3) 構成員として記載している者以外の動物取扱業者又は譲渡を目的として活動する者には譲渡しません。

4 記録の管理

動物に関する情報、譲渡した者に関する情報等を記録し、管理します。

5 個人情報の取扱い

譲渡ボランティアの活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らしません。

6 講習会の受講

譲渡ボランティアの代表者は、登録の有効期間内に1回以上、さぬき動物愛護センターが開催する譲渡ボランティア講習を受講します。また、講習会の内容を構成員に伝達し習得させます。

7 譲渡事業への協力

センターが実施する調査、助言、指導に協力するほか、県及び高松市が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力し、譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行いません。